

滋賀県男女共同参画計画（案）について

【趣 旨】

○現在の「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」が平成27年度に終期を迎えることから、社会情勢の変化や新たな課題などに的確に対応し、今後の方向性を明らかにする新たな計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に進める。

【計画の性格】

- 男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日公布・施行）に基づく「都道府県推進計画」と一体的な計画

【計画期間】

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 5か年計画

【策定経過】

（1）県議会

平成26年5月14日	政策・土木交通常任委員会（男女共同参画計画の策定について）
平成26年11月25日	政策・土木交通常任委員会（男女共同参画の現状と課題等）
平成27年6月10日	厚生・産業常任委員会（男女共同参画計画の策定について）
平成27年10月6日	厚生・産業常任委員会（男女共同参画計画の策定について）
平成27年12月15日	厚生・産業常任委員会（次期男女共同参画計画（原案）について）

（2）滋賀県男女共同参画審議会

平成26年10月30日	知事から審議会会長へ計画改定について諮問 審議会（意識調査、論点整理）
平成26年12月25日	審議会（計画の基本的な考え方について）
平成27年3月26日	審議会（計画素案（たたき台）について）
平成27年6月29日	審議会（答申素案について）
平成27年8月21日	審議会（答申案について）
平成27年10月29日	審議会（答申案について）
平成27年11月17日	審議会会長から知事へ答申

（3）県民・団体等の意見聴取

- 県民意識調査の実施（平成26年7～8月）
- 県政モニターアンケートの実施（平成26年11月）
- 市町との意見交換（平成27年2月、10月）
- しが未来カフェ（県民との意見交換）の開催（平成27年5月）
- 有識者、女性管理職、女性起業家、大学生、市町男女共同参画センター、女性団体、男性育児推進団体、経済団体等に対してヒアリングを実施
- 県民政策コメントの実施（平成27年12月18日～平成28年1月18日）
出前説明会の開催（平成27年12月20日、22日、25日）
市町、関係団体等への意見照会

【今後の予定】

平成28年3月下旬 計画の策定・公表

次期滋賀県男女共同参画計画（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成27年（2015年）12月18日（金）から平成28年（2016年）1月18日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次期滋賀県男女共同参画計画（原案）についての意見・情報の募集を行った結果、40名（市町、団体を含む）の方から、132件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
表題	1 件
第1章 計画の趣旨	3 件
第2章 男女共同参画の現状・課題	9 件
第3章 計画の基本的な考え方	9 件
第4章 重点施策と取組の方向	—
重点施策1 家庭・地域における男女共同参画の推進	28 件
重点施策2 働く場における男女共同参画の推進	20 件
重点施策3 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり	19 件
第5章 計画の総合的な推進	7 件
考え方を示した意見・情報 合計	96 件
上記各項目と同様の意見・情報	24 件
施策を実施する上で参考とさせていただく意見・情報	12 件
合 計	132 件

3. 次期滋賀県男女共同参画計画（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No.	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
表題			
1	—	人口減少と活力を持続的に発展させるためには、男女のみならず高齢者、障害者の活力も必須であり、高齢者と若者、障害者と健常者もパートナーとして位置づけられる。その意味から、パートナー＝男女とする名称は、マッチングしておらず適切ではない。男女共同ではなく「滋賀県版ダイバーシティプラン2020」ではないか。ダイバーシティは適材適所の人材活用を経営に生かすものであるが、家庭・地域を含めた滋賀県版としていいのでは。	これまでから男女共同参画を滋賀県で進めることを総称し、「パートナーしが」という言葉を使っています。また、男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、「男女共同参画」を進めるための計画であることから、原案どおりとします。
第1章 計画の趣旨			
2	2	「前向きな危機感」の説明が必要と考える。また、人口減少、高齢化を危機感ととらえないでよいのではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「迫りくる変化に立ち尽くすことなく、将来に夢や希望を抱き、幸せや豊かさを実感できるよう、「前向きな危機感」をもって、県民一人ひとりが考え、行動することが求められます。 【修正後】 「 <u>幸せや豊かさを実感できるよう、迫りくる変化に立ち尽くすことなく、将来に夢や希望を抱くという</u> 「前向きな危機感」をもって、県民一人ひとりが考え、行動することが求められます。 なお、人口減少、高齢化については、暮らし、地域経済、地方行政をはじめ、社会の様々な面に影響を与えるものであり、危機感をもって取り組む必要があると考えております。
3	2	「前向きな危機感」という表現は、いかにも積極的に捉えそうに聞こえるが、計画を見てもそのような前向きな危機意識は感じられない。県民は、女性も男性もそれぞれ相応に活躍できる社会を前向きに捉えているのか。社会として、行政としては、もっと危機感を持つべきではないか。	「前向きな危機感」とは、「幸せや豊かさを実感できるよう、迫りくる変化に立ち尽くすことなく、将来に夢や希望を抱く」という内容を表現したものです。人口減少や高齢化などについては、暮らし、地域経済、地方行政をはじめ、社会の様々な面に影響を与えていると考えており、県が昨年10月に策定した「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」とも整合性を図りながら、社会の変化にしっかりと対応できるよう取り組んでまいります。
4	2	下線部分を追加。 そのためには、「男だから、女だから」ととらわれず、男女の人権を尊重し、性による不平等を解消しつつ、個性と能力を発揮できる (理由)この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される「都道府県推進計画」として位置付けられているが、女性が活躍するためにはまず人権問題の解消が不可欠である。しかしそのことが計画の趣旨のどこにも書かれていないことから、せめてこの部分に挿入して頂きたい。	第3章の2「基本理念」において、男女の人権の尊重を位置づけており、原案どおりとします。
第2章 男女共同参画の現状・課題			
5	4	図1は男女別のグラフはあるが、対象を絞って啓発するためにも年齢別のグラフも必要と思う。	若年者、高齢者など、あらゆる年代に対し広報・啓発していくことが必要と考えており、原案どおりとします。なお、年代別の状況も把握していることから、施策の推進にあたっては、対象を絞った啓発にも取り組んでまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
6	4	固定的な性別役割分担意識、女性の労働力率のM字カーブの谷、管理的職業従事者に占める女性の割合等、どれも全国平均よりスコアが悪いが、原因がはっきりしないと具体的な対策が打てない。地域に特化したデータ分析をお願いしたい。原因は、県内労働市場にディーセントワークが少ないからか、京阪神への県外労働従事者が多くて通勤に時間がかかり、家事・子育てを女性だけが担っている現状があるのか、男性の労働時間が長すぎるのか、それとも古い慣習が根強く残っているからか。	女性の働き方には、職場環境や職場風土、女性の意識、男性の意識、育児環境等様々な要因が影響していると考えられることから、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくりや、仕事と子育ての両立支援、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革など、総合的に取り組んでまいります。
7	4	図2について、県民意識調査で「地域社会」が最も高くなっているが、地域別、男女別の数字も示してあれば、各市町での取組がより現実的に具体的に行えるように思う。	代表的なデータを掲載しているものであり、県民意識調査結果については、別途、地域別、男女別、年代別等の集計結果をホームページ上に公表するとともに、市町にも提供していますので、原案どおりとします。
8	4	資料の中に男女の同一労働、同一賃金の立場での実態調査の結果がない。職種による違いも含め、男女の雇用機会均等の立場から実収入の違いを調べてほしい。	男女別の所定内給与額など、賃金の状況は、国の統計調査等で把握し、年次報告として公表しておりますので、こうしたデータを施策の推進に活用してまいります。
9	5	図4の説明文について、グラフと合わせるという意味もあるが、介護はこれからの大きな課題であり、明記しておくべきと考えるため、「家事・育児」を「家事・育児・介護」に修正すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「…男性の家事・育児等の時間は1時間未満であり、夫婦共働きかどうかにかかわらず、家事・育児の多くは女性が担っている状況となっています」 【修正後】 「…男性の家事・育児・介護等の時間は1時間未満であり、夫婦共働きかどうかにかかわらず、家事・育児・介護の多くは女性が担っている状況となっています」
10	8	以下のとおり修正。 男性が家事・育児等に参画するためには→男性が女性と同様に家事・育児等を担うためには (理由)家事育児において、男性がお手伝い程度の関わり方では、女性の負担は少しも減らないし、役割分担意識も変わることにならない。「参画」と言う言葉は、実際に手を動かない場合も含まれる。女性の活躍推進のためには、男性が家事育児を確実に分担する必要がある、そのことを明確に表現して頂きたい。	ここでは、自分の意思で関わり、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動という意味で「参画」を使っていることから、原案どおりとします。
11	9	図22について、24年度をピークに25年度、26年度は減少しているので、「平成19年度以降増加傾向」という表現はおかしい。「平成19年度と比べ200件以上の増加」等他の表現に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV(ドメスティック・バイオレンス)相談件数は、平成19年度(2007年度)以降増加傾向にあり、平成26年度(2014年度)は女性の相談が786件、男性の相談が16件となっています。 【修正後】 配偶者暴力相談支援センターにおける平成26年度(2014年度)のDV(ドメスティック・バイオレンス)相談件数は、平成19年度(2007年度)より200件以上増加し、802件となっており、女性の相談が786件、男性の相談が16件となっています。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
12	9	図23について、最新のデータの方が前年より減少しているので、増加傾向という表現はおかしい。また、分析にはないが、男性の相談件数の増加のほうは順調で、ここに触れないのも気になる。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 近年、ストーカーに関する相談は増加傾向にあり、平成26年(2014年)の相談受理件数は女性が174件、男性が28件となっており、女性の相談が約9割を占めています。 【修正後】 ストーカーに関する平成26年(2014年)の相談受理件数は、平成23年(2011年)の約2倍の202件となっており、女性の相談が174件、男性の相談が28件となっています。
13	10	健康寿命男性は70.67歳で全国18位なのに比べ、女性は72.37歳で全国最下位というデータは衝撃的であり、原因を明らかにしてほしい。滋賀の女性は働きすぎなのか、M字回復の後の就労が40歳代後半から50歳代前半で全国平均より高くなっていることから、パートで働きながら家事育児介護、兼業農家なら家の農業等を一手に担って休めないからか、地域の締め付けが多くストレスが多いからか、健康診断の受診率が低いからか、リプロダクティブヘルツライツの意識が低いからか。	健康寿命は、主観的なものとして、本人が健康を自覚しているか、また活動に支障がないかということでは測られたものであることなどから、原因を特定することは困難ですが、健康寿命の延伸に向け、疾病予防や健康増進、介護予防等総合的な取組を推進します。 なお、平成25年の都道府県別健康寿命が公表されていることから、次のとおり修正します。 【修正前】 「健康寿命(平成22年(2010年)・厚生労働省)をみると、男性は70.67歳で全国18位、女性は72.37歳で全国最下位となっており、…」 【修正後】 「健康寿命(平成25年(2013年)・厚生労働省)をみると、男性は70.95歳で全国31位、女性は73.75歳で全国39位となっており、…」
第3章 計画の基本的な考え方			
1 計画の目標			
14	14	固定的な性別役割分担意識を70%にするという目標があるが、意識は年代によって違うので、少し気になった。	年代別に分析をすることも重要であることから、年代別の状況も把握をしているところですが、若年者、高齢者など、あらゆる年代に対し広報・啓発していくことが必要と考えており、原案どおりとします。
15	14	女性の就業率(25～44歳)の割合を平成32年には73.0%との目標だが、男女の区別なく生活のために働かざるを得ない人が今後増えると予測され、単に就業率が上がったから〇でなく内実をみてほしい。非正規ばかりで賃金格差が広がるようでは意味がない。同一価値労働同一賃金の実現が、男女共同参画を進めるには重要である。	ご意見も参考にしながら、女性が希望する働き方、生き方が実現されるよう、女性の就労支援等に取り組んでまいります。
16	14	管理的職業従事者に占める女性の割合については、ポジティブアクションにより、実効性のある施策実施を望む。	重点推進目標値に「管理的職業従事者に占める女性の割合」を掲げており、女性が働く場において管理職等として能力を発揮できるよう、重点的に取組を進めます。
3 重視すべき視点			
17	15	「女性も男性も人間らしい暮らし」ができる社会づくりには、社会の構造を変革し、人々の意識を変える政策づくりが大切。男性、女性がバランスのとれた社会進出をするには、条件整備が大切であり、保育所をつくれれば良いというものではないと思う。また、女性の自覚が大切。教育を受けたら活かせる場で頑張ってもらいたい。政策決定の場へ出て行ける女性を育て、女性が女性を応援できる滋養でありたい。	保育所の整備など、仕事と子育ての両立に向けた支援とあわせ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発・広報や教育なども推進しながら、男女共同参画の推進に向けた意識改革に取り組めます。また、政策・方針決定過程の場に参画する女性が増える環境づくりなどにも取り組み、女性の活躍を支援してまいります。

No.	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
18	15	「男性自身にも利点がある」という表現は、男性が損得で動くという印象を与えるのではないかと。また、男女共同参画の基本理念は利益を享受し、共に責任を担いあうであり、利点が男女にあるとは記述されていないのではないかと。	ご意見のとおり、男女共同参画は損得ではなく、お互いを尊重する考え方が大切と考えますが、特に男性に対しては、啓発の手法として利点(メリット)を強調していくことが必要と考えています。ただし、ご意見のとおり誤解を招くことも考えられることから、次のとおり修正します。 P15 【修正前】 「…男性自身にも利点があるという理解を促すことが大切です。」 【修正後】 「…男性自身にも重要であるという理解を促すことが大切です。」 P21 【修正前】 「男女共同参画が男性にとってもメリットがあり、…」 【修正後】 「男女共同参画が男性にとっても重要であり、…」
19	15	男性への教育は意識改革として強力に進めるべき。男性の意識を変えないと、男女共同参画は進まない。	男性の意識改革は重要であることから、重視すべき視点として、「男性にとっての男女共同参画」を位置づけ、男性に対する啓発や、男性の育児・介護等への参画支援に取り組むこととしています。
4 「男女共同参画を実感できる」とは			
20	16	「希望に応じて仕事…」は、家庭の環境ではない。地域ではないのか。「家庭」ならば、「仕事と家庭生活を両立し、保育や介護のサービスを受けています」となるべきでは。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ・希望に応じて仕事と家庭生活を両立できるよう、保育サービスや介護サービスを受けることができる環境が整備されています。 【修正後】 ・保育サービスや介護サービスを受けることができる環境が整備され、希望に応じて仕事と家庭生活が両立できています。
21	16	「一旦離職した場合も、希望に応じて就労に向けたスキルアップを図る女性が増えています。」という項目は、「重点施策2 働く場における男女共同参画の推進」の取組の方向(2)⑥の内容にかかっていると思われるので、「働く場で」に入れた方が適当ではないかと。	ご意見のとおり、女性の対する再就職支援の施策は「働く場」に位置づけていますが、一旦離職後、希望に応じて就労に向けたスキルアップを図る女性が増える場合は「家庭」であることから、原案どおりとします。
22	17	「働き方の見直し等により長時間労働が解消され…」とあるが、どのような見直しか具体例が必要。イクボスの説明は、これでよいのか。応援の対象は仕事と生活の調和なのか。イクメンの説明もおかしいか。	具体例として、重点施策2の取組の方向において、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの取組を記載しています。イクボス、イクメンの定義については様々あることから、県としては国等の定義を参考に、原案どおりとします。
第4章 重点施策と取組の方向			
重点施策1 家庭・地域における男女共同参画の推進			
(1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり			
23	19	いろいろな目標値が示されており、実現を期待する。ポジティブアクションとして、制度的に進めるところも必要だが、家庭内での変化などは教育、啓発に力を入れてほしいと思う。	家庭、地域、働く場における男女共同参画の取組が加速するよう、啓発や教育に取り組んでまいります。
24	19	少子化人口減少など女性の働きを期待するのは当然であり、さまざまな条件整備が必要である。国や企業の思惑で働き始めよといわれても県民意識に現れる固定的役割分担意識の強さやM字型カーブの深い状況では、再就業しても安価な労働力としか扱われないのは困る。働き働きの掛け声だけでなく、男性の働き方も含め地域職場などの男女共同参画について理解を深める啓発活動が重要である。	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組は重要と考えており、県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域、働く場において男女共同参画の取組が加速するよう、啓発・広報に取り組んでまいります。

No.	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
25	19	男女の不平等感が最も強いのが「地域社会」であることから、地域で推進員を育てたり、地域の学習会に必ず男女共同参画の講座を設けたりすることが必要。	家庭、地域、働く場における男女共同参画の取組が加速するよう、ご意見も参考にしながら、取り組んでまいります。
26	19	自治会などの役員は高齢者が中心であり、高齢者の考え方が地域に影響を及ぼしている。高齢者に対してもっと男女共同参画について教育をしていただきたい。	家庭、地域、働く場において男女共同参画の取組が加速するよう、年代等に応じ効果的な手法で啓発・広報を進める旨、記載しており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。
27	19	高齢者が育った時代は、性別役割分業が当たり前の時代だったので、出来上がった頑固な頭を柔らかくするのは大変難しいと思う。頭が柔らかい若者に男女共同参画を理解してもらうことの方が大切だと思う	家庭、地域、働く場において男女共同参画の取組が加速するよう、年代等に応じ効果的な手法で啓発・広報を進めるほか、学校等での男女共同参画教育の充実に努めることとしています。
28	19	まだまだ実生活の中では女性の意見もと言っても、「僕らがしているのだから」と耳さえ貸そうとされないのが事実である。どのように取り組もうとされているのか。	家庭、地域、働く場において男女共同参画の取組が加速するよう、効果的な手法で啓発・広報を進めるとともに、地域の様々な分野に女性の参画が進むよう取組を進めてまいります。
29	20	市町において男女共同参画を進めるグループが高齢化していると感じており、若い人に計画や条例などを効果的に伝えてほしい。推進していくグループも育ててほしい。	学校等での男女共同参画教育の充実に努めるとともに、女性団体・グループ等の交流の場づくりへの支援や、主体的に地域で活躍する団体・グループ等の育成の推進に取り組んでまいります。
(2)地域の様々な活動分野における女性の参画促進			
30	20	因習や祭りがある中で、男女共同参画を言うことやこくなる。伝統芸能などは、男女共同参画からはずさないと混乱すると思う。	文化の伝承や伝統などは大切にすべきと考えますが、その一方で、男女共同参画の推進という視点から、改めるべきところは見直しを行っていくことも大切と考えます。
31	20	男女が参加していればよいと思われることもあるかもしれないが、例えば防災では、号令、段取りを決めるのは男性で、女性は炊き出しを担当したりしている。男女が集まって行動しているだけでなく、その中身の検証も必要。	地域の様々な活動の「政策・方針決定の場」に女性が参画できるよう、支援を行うこととしており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。
32	20	「方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり」は、「政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり」とすべき。女性が輝くためには政策決定の場に女性が増えることは大変重要である。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「方針決定」 【修正後】 「政策・方針決定」 ※次のページについても同様に修正します。 目次、2、7、14、15、16、17、18、19、21、24、26
33	20	(方針決定過程への女性の参画)①②③すべてが「必要な情報の提供などの支援を行う」だけにとどまっているが、このようなレベルで本当によいのか疑問に感じる。もっと積極的な施策につながる表現が必要だと思う。	必要な情報提供とあわせて、男女共同参画社会づくりに向けた啓発、地域リーダーの発掘・育成、地域で活躍する団体・グループ等の育成支援など、様々な施策を行うことで、地域での女性の参画を促進することとしていることから、原案どおりとします。
34	20	女性が「日本女性会議」など全国規模の会議に参加できるよう、自治体は助成等の支援をお願いしたい。	地域の様々な分野の活動に、男女共同参画の視点が反映できるよう地域リーダーの発掘・育成に取り組むこととしており、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	21	指導者はスポーツの場における男女共同参画・ジェンダーの視点を理解した上で活動するための研修が重要であることから、この点も追記が必要に思う。	男女共同参画の視点についての理解促進は、あらゆる場面で必要であり、「(1)男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり」において記載していることから、原案どおりとします。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進			
36	21	若い世代の男性が必ずしも家事・育児に積極的という訳ではない。意識啓発が薄れてきている中、男性の男女共同参画をどう進めていくのか、きっちりとおさえてほしい。	重視すべき視点として、「男性にとっての男女共同参画」を位置づけ、男性に対する啓発や、男性の育児・介護等への参画支援に取り組んでまいります。
37	21	地域で生き生きと活躍する男性はたくさんいるので、男性のロールモデルとしてはジェンダーについて理解され、男女共同参画を活動に反映されている事例を紹介していただきたい。	地域でいきいきと活躍する男性のロールモデルは、男女共同参画の理念を理解されていることを前提と考えていますので、原案どおりとします。
(4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実			
38	22	下線部分を追加。 ①就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を充実するため、審査基準を見直し、収容可能人数を増やします。また、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、休日保育などを促進します。 (理由)待機児童は一向に改善できていないが、「子育て支援の充実」部分では、子どもを預かった中での充実しか謳われていない。「保育ニーズへの対応」の中に、もっと利用しやすい施設に、逆に利用することが当然の施設にすることを盛り込んで頂きたい。	計画推進の目標値において、「認定こども園等利用児童数」などを掲げ、待機児童の解消に向け、施設利用者の拡大への取組を進めることとしており、原案どおりとします。
39	22	男女とも育児・介護等と仕事を両立できる環境づくりを強化するため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実を願う。介護離職に追い込まれるのではなく、経済的に困らない支援体制の推進を強く希望する。	多様なライフスタイルに応じた子育て支援・介護支援の充実について記載しており、ご意見を参考にしながら取り組んでまいります。
(5) 多様な選択を可能にするライフ&キャリア教育の推進			
40	22	女性は結婚したらパートで仕事をすればよいと考える若い女性が多いと感じている。女性も自立をしていくことの必要性を小さい時から教育することが必要である。	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を進めることとしており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。
41	22	「主体的に多様な選択ができる」とあるが、進路を決める際に「多様な選択」があり得るのか。「多様な選択肢から主体的に選択できる」ということだと思う。	一人が多様な選択をするという意味ではなく、全体として、主体的に選択をした結果が多様であることを表現していますので、原案どおりとします。
42	22	グローバル社会の中、男女を問わず、何になりたいかを育んでいく教育が大切と思う。また、相手の価値を認め合うという教育の視点も必要。	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を進めることとしており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。
43	22	最もエネルギーを割く必要があるのは教育と思う。人としてどうあるべきかという将来プランを考えることが大切であり、その支援をお願いしたい。	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を進めることとしており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。
44	22	女性の貧困については、働く前の段階から子どもに教育をしていくことが必要であり、具体的な施策があればと思う。	子どものときから就業の重要性を認識し、幅広い職業選択や仕事をする生きがい、意義を学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育の充実に取り組んでまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
45	23	「自らのライフとキャリアのデザインが描けるよう」この部分は日本語として不自然である。「仕事を通して自分の未来図(将来)が描けるよう」など、もう少しこなれた文言の方が良いと思う。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ④男女が、多様な働き方、生き方のスタイルがあることを理解し、自らのライフとキャリアのプランが描けるよう、…」 【修正後】 ④男女が、多様な生き方、働き方のスタイルがあることを理解し、自らの生き方と働き方の将来像が描けるよう、…」
計画推進の目標値			
46	23	「女性の代表または副代表のいる自治会の割合」は、目標値を6ポイント上げるだけでは、何もせず、ただ自然増を待つに等しいように思う。もっと積極的にクオータ制を取り入れることも必要ではないか。(農協の総代女性割合、県の附属機関の女性委員の登用拡大についても同じ)	「クオータ制」はポジティブ・アクションの1つの手法であります。が、県では、「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」により目標値を設定することで、各団体等の主体的な取組により、様々な場面で女性の参画が進むよう取り組むこととしていますので、原案どおりとします。 ※クオータ制(割当て制):ポジティブ・アクションの手法の1つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと ※ゴール・アンド・タイムテーブル方式:ポジティブ・アクションの手法の1つであり、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと
47	23	「病児・病後児保育利用者数」については、利用者数ではなく、施設数を具体的に増やす必要があるのではないかと。利用したくても近くにないのが実情である。	施設数を増やすことも大切と考えますが、事業の進捗を評価する目標値としては、まずはサービス量の充実が重要と考えますので、原案どおりとします。
48	23	計画推進の目標値の中に、待機児童をなくすための保育施設、介護離職をなくすための介護施設の拡充の実績と目標数値がない。働きたくても働けない原因の大きな要因になっていることに触れないでは進まない。実効ある施策を求める。	「認定こども園等利用児童数」や「通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護延利用回数」を目標に掲げ、その達成に向け取り組むことは、待機児童や介護離職の減少につながるものと考えており、原案どおりとします。
49	23	目標値の表中、介護の項は入所系が入っていないが、通所のみ示す理由は何か。通所と入所両方がケアサービスにある以上、その説明が必要ではないか。	入所系の施設・居住系サービス、通所系のサービスともに一層の充実を図ることとしています。が、目標値については、家庭における介護者の負担軽減を図るためのサービスの充実に着目し、代表的なサービスとして、通所系サービスの延べ利用回数について設定しており、原案どおりとします。
50	23	団塊世代の高齢化が進むなか、通所の介護施設の利用者数が増えるのは当然だと思う。高齢者は健康寿命を延ばし、介護保険を利用しない方が望ましいのに、利用者数の増大が計画推進の目標値にあげられていることに疑問を感じる。	目標値については、家庭における介護者の負担軽減を図るためのサービスの充実に着目して設定したものであり、原案どおりとします。
51	23	目標値が多いほど男女共同参画が進んだとは思えない。	計画を適切に進行管理するため、必要な数値目標を設定しています。
重点施策2 働く場における男女共同参画の推進			
現状と課題			
52	24	「企業等において女性が活躍することは、女性の自己実現につながる」としてはどうか。	「現状と課題」の最初に、働くことは人々の自己実現や生きがいにつながるものであることを記載していますので、原案どおりとします。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
(1) 男女の均等な雇用機会の確保			
53	25	「男女共同参画」「女性の活躍」推進の最も大きな、阻害の原因となっている非正規雇用をなくしていくために、県として何ができるのかを第一に考えたものにしてほしい。県内企業支援をするなら非正規労働者をなくしていく企業に対する支援をすること。また育休、看護休暇などさまざまな制度はあっても、代替要員の確保、企業側の財政的負担などが原因で実績がないところも多く、実際働いている女性が言い出せないのが現実。特に300人以下の企業でもできるような財政的支援などをすべき。	非正規雇用の正社員化・待遇の改善に向けて、国が各都道府県労働局に「働き方改革・正社員転換等推進本部」を設置し、企業への啓発や助成金等による支援を実施しています。県では、重点施策2において、そうした支援の情報提供を含めて、女性が希望する働き方が実現できるよう、男女の均等な雇用機会の確保や、子育てや介護と仕事の両立に向けた支援に取り組んでいくこととしておりますので、原案どおりとします。
54	25	わが国では、まだまだ男女の働き方、待遇、社会的な意識の上での格差が大きい。身近には、家事・育児・介護等がやはり、女性にかかってくることも多い。男女の共同参画を促すためには、もっと、根本的なところから社会全体のしくみを変えていかないとけない。以下の点について加筆をお願いしたい。 ・非正規雇用をなくしていくための施策。 ・パート・非正規でも産休・育児休暇・介護休暇が保障されるような人員確保や行政の支援 ・賃金の男女格差の具体的な改善	
(2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援			
55	25	既存の職業訓練は、介護職やIT、事務職等に限られており、これらを得意としない女性は、多額の受講料を支払って民間のスクールに通っている現実がある。美容やクリエイティブの分野等、選択肢を拡大してほしい。	求職者のニーズを考慮するとともに、県内の求人状況を勘案し、雇用につながる職業訓練の実施に取り組んでまいります。
56	26	(様々な分野)の項は理系に偏っており、違和感がある。	働く場において、女性の活躍推進の観点から課題があり、特に取り組むべき分野として記載したものであり、原案どおりとします。
57	26	「様々な分野における女性の活躍推進」について、⑦～⑩は医療・介護、建設、研究の場について述べられているが、これだけで「様々な分野」と言えるのか。	複数の分野について取り上げていることから「様々な分野」としてのものであり、原案どおりとします。
58	26	介護の現場では女性が多い一方、育児等を理由とする離職が多い。介護人材確保に向けても、社会福祉法人に保育所を設置すべき。	介護人材の確保・定着のためには、介護職員が子育てしながら働き続けることのできる環境整備が重要と考えており、事業所内保育所の設置なども含め、各法人・事業所における働きやすい職場づくりの取組への支援を検討してまいります。
(3) 方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり			
59	26	議会にクォータ制を取り入れられないか。	政策・方針決定過程への女性の参画は重要なことと考えていますので、ご意見を踏まえながら、取組が進むよう支援してまいります。
60	27	女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進企業を入札の条件にすることは是非とも拡大してほしい。	建設工事入札参資格審査等において、企業の女性の活躍推進の取組を評価するなど、事業者の取組を促す仕組みづくりを進めてまいります。
(4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり			
61	27	基本的には男性も女性もまずは生きるために働いて食べて行くということから始めなければならない。そして、人生で大切な事“仕事を持つ”ことと“家族を持つ”ことであることを教育の中で発信していく事は必要である。若い時代に子供を生み、その後大学、大学院等に進める社会、子供をつれて学べる社会、家庭を持ちながら仕事、家庭、子育てのバランスがとれる社会を目指していただきたい。	仕事か家庭かの二者択一ではなく、希望に応じて多様な生き方、働き方が実現できる社会に向け、取り組んでまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
62	27	女性活躍推進法では、301人以上の事業主が義務となっているが、滋賀県は300人以下の小さい企業が多いので、そこへの対策が必要。	県内企業の多くが従業員300人以下であることから、県内企業の実態を把握しながら、効果的な施策の推進を図ってまいります。
63	27	女性活躍推進法は、その対象となる事業主の規模を従業員301人以上としているが、県内事業所の大部分は中小企業である。ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくりの対象事業主を明確にした方が、具体的取組につながるのではないかと。	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進は、事業所の規模を問わず取り組むことが必要であることから、原案どおりとします。
64	27	女性を労働力ととらえる考え方から、この課題を発想すべきでない。まず、ワーク・ライフ・バランスにしっかり取り組んで、長時間労働や組織の障壁をなくすことを注力したい。	一人ひとりの意思を尊重しつつ、働きたいと希望する女性が働くことができる環境づくりが大切と考えます。そのため、働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくりに取り組んでまいります。
65	27	育児中は給与収入がないので、男性の育児を促す補助制度や支援が必要。夫婦どちらでも選択可能な社会であるべきだが、夫にとらせるためには妻の収入を上げるか、夫の育児に補助を出すなど経済的支援がなければ、生活が成り立たない。	男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性も子育てに参画しやすい環境づくりが求められます。そのため、育児休業給付金などの経済的支援等についても周知を図りながら、男性の育児休業取得を促進してまいります。
66	27	男女共同参画では、仕事と育児の両立が次世代法とリンクし、そのほか、女性活躍推進法、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティなどがあり、中小企業から見ると国と県それぞれ同じ取り組みに映り、違いわからない。国、県の施策のそれぞれの違いと関連性を明確に表現し、何がどのようになっているのか理解できるようにしてほしい。	国の法律や県の制度などはそれぞれ趣旨や目的がありますが、例えば、女性活躍推進法と次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画は、両法律に定める要件を満たしていれば一体的に策定することも可能となっています。事業の実施段階においては、ご意見も参考にしながら、スクラップアンドビルドに努めてまいります。
67	27	中小企業では、次世代法、女性活躍推進法、企業認証制度、高齢者雇用、障害者雇用への業務は同じ実務者が担当している。本プランを推進するにあたり、この上、企業へ何を求めるのか。人手不足の現状の中で、ビルドばかりでなくスクラップをすべき。	
計画推進の目標値			
68	29	大学の理系の学部生や研究者は女性が少ない。医師や弁護士などの専門職についても女性が少ない。これらに関する目標値を設けてはどうか。	医療や介護、建設産業など様々な分野で女性が仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組むこととしておりますが、特定の職について目標値の設定は困難であることから、原案どおりとします。
69	29	数値目標の「滋賀マザーズジョブステーションの相談件数」は、「周知割合」や「認知割合」の方が適切と考える。	社会に参画したい、一歩踏み出したいと希望する女性に対応していくことが大切であることから、相談件数を目標値としているものであり、原案どおりとします。
70	29	課題として「男性が長時間労働により仕事以外の活動等の時間を確保できない」となっていることから、「重点推進目標値」「重点施策1」「重点施策2」このいずれかに指標として「男性の長時間労働の削減」を追記して、「実績」と「目標」を定めてはどうか。	長時間労働の削減に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要であることから、計画推進の目標値としては「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数」を設定しておりますので、原案どおりとします。
重点施策3 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり			
現状と課題			
71	30	「これらの暴力の背景には、男女がおかれている経済的な状況」の部分は、「これらの暴力の背景には、男女におかれている経済的な状況」という言い方もあると思う。	「男性や女性が直面している経済的な状況」という趣旨の文章であることから、原案どおりとします。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
(1)男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実			
72	30	全体を通して、男女共同参画を含む人権教育に関わる内容があまり示されておらず、指標もない。「前向きな危機感」は、夢や希望を抱くという意味を強調されているように感じたが、よりよい社会を築く前向きな教育こそ重視されるべきと考える。	教育・啓発の推進については、重点施策3「男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり」の中で、その方向性を示しています。男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権をめぐる問題への正しい認識と理解を深めるための取組を進めてまいります。
73	30	人権を巡る問題の例示で「人」の中に「同和問題」や「患者」が入るのは違和感がある。	男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権を巡る問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等を進めることを記載しており、重要課題として進めるべき対象として、「女性」や「子ども」などと合わせ、「同和問題」「患者」を位置づけていることから、原案どおりとします。
74	30	LGBTに踏み込んで計画されるとよいと思う。	男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権を巡る問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等を進めることを記載しており、LGBTについては、「性同一性障害者・同性愛者等」として位置づけています。
75	30	多様な性の有り様については、今回取り上げられたことは評価するが、この部分の文章が分かりにくい。また、性同一性障害者という言葉でなく、トランスジェンダーなどの表現にできないかと思う。	男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権を巡る問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等を進めることを記載しており、原案どおりとします。なお、性同一性障害者・同性愛者等という言葉については、滋賀県人権施策推進計画との整合性を図っています。
76	31	DV防止教育は中学校以上を対象をしているが、小学校からの教育も必要と考える。	「中学生・高校生・大学生」は例示であり、中学生以上のみを対象とするものではないことから、原案どおりとします。
77	31	学校教育における性教育の位置づけがあいまいになっているように思える。「学校教育における性教育の充実」を明記してほしい。	児童生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に性に関する指導の充実を図ることができるよう、教職員に対する研修等を行うこととしており、学校教育における性教育の充実につながると考えていることから、原案どおりとします。
(3)DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進			
78	31	DV被害者支援は、相談、安全の確保、就労支援で終わるものでなく、その後の継続した母子支援が必要である。経済面だけでなく、精神面でもDVの影響はその後も長く被害者を苦しめるので、継続した心理的ケアが必要になってくる。また、DVを目撃した子どもも心に深い傷を負っているので、母子双方の支援が暴力や貧困の連鎖を止めるために重要である。	DV被害者支援については、関係機関が連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組むこととしており、ご意見も参考に取組んでまいります。
(4)性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進			
79	32	「性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進」において、被害者への支援だけでなく、「加害者への支援」も必要である。	ご意見を踏まえ、「連携体制の充実」に次の内容を追加します。 ④国において行われる加害者更生に関する調査研究の動向を把握するとともに、関係機関が連携を図りながら情報収集を行います。
(5)生涯を通じた健康づくり			
80	33	男女共同参画を進めることは良いが、時代は進んでも女性の体は変わっていないという視点ををはっきり入れないと、ただ晩婚になるだけ。	妊娠・出産についての希望を実現することができるよう、広報・啓発活動等を行うこととしており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
81	33	男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。公共性の高い施設だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要。とりわけ、食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠。	誰もが安心して生活できるためには、男女が互いの身体の特徴を理解しながら、心身ともに健康でいきいきと生活できる環境づくりが重要であり、「生涯を通じた健康づくり」として妊娠・出産等に関する健康支援や健康づくりへの支援を明記しているところから、喫煙による影響は、性別を問わずあらゆる場面に及ぶことから、滋賀県では「健康いきいき21ー健康しが推進プラン」「健康しがたばこ対策指針」等において、受動喫煙防止対策などのたばこ対策に取り組むこととしており、引き続き施策の推進の中で取り組んでまいります。
82	33	「男女共同参画の現状と課題」のなかに、乳がん、子宮頸がんを含む5つのがん検診の滋賀県での受診率など実態が出されていない。全国的に受診率はOECD加盟国の中では最低レベルであり、女性の生涯を通じた健康づくりの重要な課題であるはず。計画推進の目標値に受診率の実績と引き上げ目標数値を入れるべき。あわせて、受診率数値を引き上げるための施策、健診場所をふやす、受けやすい健診時間、費用の心配なく毎年受けられるようにすることなど、啓発だけでなく、実効ある施策を明記してほしい。	男女が共に生涯にわたって健康に過ごせるよう生活習慣病等の疾病予防などの健康づくりを推進することとしています。滋賀県では「健康いきいき21ー健康しが推進プラン」や「滋賀県がん対策推進計画」等において、がん検診受診率の向上に向けた具体的な取組や目標値を設定し、がん検診受診率向上に向けた県境整備や生活習慣病の発生予防に取り組むこととしていることから、原案どおりとします。
83	33	生涯を通じた健康づくりへの支援において、医療検診の検診率を高めるにはどうすればよいかを考えてほしい。	「健康いきいき21ー健康しが推進プラン」や「滋賀県がん対策推進計画」等において、がん検診受診率の向上に向けた具体的な取組や目標値を設定し、がん検診受診率向上に向けた環境整備や生活習慣病の発生予防に取り組むこととしています。
84	33	生涯にわたって運動を継続できることが目的よりも、運動習慣の定着によって滋賀県の「女性の健康寿命を延ばす」ことを目的にした方が良いと思う。「女性はダンス」という固定観念を植え付けることにつながりますので、「ダンスイベント」は削除を望む。	ダンスは、仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動で、仲間とともに感じを込めて踊ったり、イメージをとらえて自己を表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり、中学保健体育で男女必修とされています。子どもから高齢者まで、気軽に楽しく取り組める運動の例としてダンスイベントを取り上げているものであり、原案どおりとします。
85	33	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての記述は33ページ(5)のみであり、この言葉自体の記述は必要ないのか。	滋賀県男女共同参画推進条例に掲げる基本理念として、「性の相互理解に基づく意思の尊重と健康への配慮」を記載しており、原案どおりとします。
(6) 様々な困難を抱える人々への支援			
86	33	企業で働く女性に焦点が当たるように思うが、圧倒的多数の女性は、企業でバリバリ働く女性ではない。シングルマザーは正規の仕事につけないなど問題が多く抱えており、セーフティネットが十分ではないと思う。そうした部分にしっかりと手をさしのべるような内容をプランに盛り込んでほしい。	ひとり親が経済的に自立した生活ができるよう就労支援等を進めることとしており、ご意見も参考にしながら、ひとり親家庭への支援を進めてまいります。
87	33	女性、とりわけシングルマザーの貧困問題は深刻である。シングルマザーが抱える貧困、就労、健康、DV、子育てや生活環境などの問題を包括的に相談でき、解決につなげるワンストップの窓口が県立男女共同参画センターにあればよいと思う。	県立男女共同参画センター内にある「母子家庭等就業・自立支援センター」では、ひとり親に対する再就業、転職、能力開発、就業に関する相談や情報提供を行っています。また、県立男女共同参画センターは、男女共同参画相談として、女性に対する相談に対応しているところであり、女性の様々な悩みに対応できるよう取組を進めてまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
計画推進の目標値			
88	34	「DV 防止啓発用DVD を活用している県立高等学校の数」の目標値だけでは非常にこころもとない。幼児期からの人権を大切に性教育も必要である。教育者がジェンダーバイアスに気づき、日々教育の場で実践できるような研修が必要。「男女」だけでなくLGBTについても是非項目に入れてほしい。役所だけ、学校だけでは担えない場合は、地域に根差したNPO団体等と積極的に協働した取り組みも必要であろう。	目標値としては、県の取組が反映できる代表的な指標を設定していますが、若年者に対してはDV防止に向け、啓発や教育を進めてまいります。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を就学前や学校において、家庭や地域社会と協働しながら推進するほか、教職員が男女平等の精神の下、性に関する指導の充実を図ることができるよう研修等を行うなど、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。
89	34	「母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数」の実績には、就業希望者数(平成26年度)も知りたく思う。	目標値の指標に対応した実績と目標を記載していることから、原案どおりとします。
第5章 計画の総合的な推進			
90	35	計画が策定されても、それが一部にしか伝わっておらず、多くの人に伝わっていない現状がある。計画をいかに多くの人に広く伝え、伝えられた県民が自覚できるかが大きなポイントである。	計画の啓発や施策の推進について、ご意見も参考にしながら、取り組んでまいります。
91	35	「計画の総合的な推進」にあたり、計画に対するフォローの考え方や取り組み(例えば、毎年度末に状況確認のための委員会を行うなど)を記載しておいてはどうか。	計画や目標値については、毎年度、滋賀県男女共同参画審議会において、各事業の進捗状況の確認等を行い、年次報告として取りまとめ公開することとしていることから、原案どおりとします。
92	35	パートナーシッププラン2020は5カ年計画であるが、単年度の推進計画を策定されるべき。企業・県民・地域に「見える化」のためロードマップの策定を求める。	
93	36	社会環境・経済環境の変化・財源の増減に対応するために、男女共同参画推進本部を組織の横軸として責任と権限を明確にし、スムーズな運営をお願いする。更に、滋賀労働局との真の連携組織を設置すべきです。労働局と県を超越した滋賀独自の運営体制を求める。	ご意見も参考にしながら、庁内の横の連携を図るとともに、労働局との連携を密にしながら、経済団体や労働団体等も含めた連携体制の構築を図ってまいります。
94	36	計画を進めていく、また、実現するにあたり、ライフスタイルの変化にともなう心のケアも不可欠。男性のイクメンの悩み、子育てママの悩み等へのメンタル面のケアプランはどうなっているのか。具体的なプランがあると良いと思う。	県立男女共同参画センターにおいて、性別をとわず、男女共同参画にかかる相談に対応しています。また、イクメンを支援する事業や滋賀マザーズジョブステーションでの働く女性への支援などを実施しており、今後ご意見も参考にしながら、取り組んでまいります。
95	36	若い人たちが県立男女共同参画センターに通えるような支援を考えてほしい。	学生期から子育て期の若者のライフステージの変化に合わせたテーマの講座やイベントを開催し、多くの若者に継続的に県立男女共同参画センターを利用していただけるよう、取組を進めてまいります。
96	37	グローバル化の中、国際的な感覚、交流、視点が必要と考える。	男女共同参画に関する国際的な取組や統計等の収集に努め、広く提供することとしており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。

